

令和元年度(2019年度)
北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について
【一覧表】

令和2年(2020年)1月15日現在

令和元年度(2019年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【一覧表】

部	関連計画・指針等		概要					当年度の連携					局 課
	整理番号	事業名等	会議等	研究会等	情報発信	策定・見直し	提案	連 携 の 検 討	連 携 内 容	北海道景観審議会からの意見(計 画)	実 施 結 果	北海道景観審議会からの意見(実 施 結 果)	
環境生活部	10	北海道海岸漂着物対策推進計画	平成21年7月に公布された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)」に基づき、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する目的で策定。										環境局循環型社会推進課
	-1	海岸漂着物地域対策推進事業	有	無	有	無	無	(1)会議にて、景観の保全に関する取り組みを協議し、(2)当該の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	(1)国やNPOなどで構成する協議会(例年1回3月中旬)は今年7月29日開催、一般の方も含めたシンポジウムは(年1回2月)は12月頃に国で開催する内容を考慮して開催しており、令和2年度に向けて調整を行う。 (2)今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を図る。	・「ほっかいどう景観だより」などによる情報のリンク先を設ける必要。 ・美しい海岸線をどのように維持していくかを、審議会で見直ししていくことが大事。	(1)会議について、当年度に実施した事業内容を参考にし、令和2年度の連携に向けて検討を行う。 (2)情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシに作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、令和2年度の連携に向けて調整等を行う。	-	-
環境生活部	15	北海道文化振興指針	道民の文化に対する関心や期待の高まりに応じていくためには、道が行う様々な文化振興施策を総合的・効果的に推進し、文化行政を積極的に進めていく必要がある。北海道文化振興条例は、文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定め、北海道文化振興指針は、この条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、今後、この指針に沿って文化振興施策を推進に努める。										文化局文化振興課
	-8	文化振興事業費(文化発信拠点づくり推進事業費)	無	無	有	無	無	当該の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。	・建物を景観にどう位置づけていくか、位置づけているものは、更に景観とリンクしてつなげていくことが必要。 ・様々な地域に点在する文化資産を、重要景観建築物として指定することで事業がやりやすくなるが、指定が進んでいないため、市町村に、事業を紹介するなどの支援していくことが必要。	情報発信について、相互に事業をPRできる普及啓発チラシに作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、令和2年度の連携に向けて調整等を行う。	-	-
農政部	25	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	グリーン・ツーリズムに係る基盤整備の促進を目的として、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号。)が制定されるとともに、食料・農業・農村基本法及び北海道農業・農村振興条例においても都市と農村の交流の促進が食料や農業への関心を高め健康でゆとりある国民生活に資するための重要な施策として位置づけられたことから、国、道及び市町村が連携してグリーン・ツーリズムの推進のための各種施策を展開。										農村振興局農村設計課
	-1	地域がうらやう農村ツーリズム展開事業	有	有	有	無	無	(1)会議等・道職員向けの研修等にて、当該事業と景観づくりとの関わりを講演等により周知を図りたい。 (2)当該の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	(1)令和元年(2019年)12月3日に開催された「農山漁村・北海道ネットワーク研修会」にて、景観に関する情報提供を行う。(職員研修(9月頃)については準備期間がないため、令和2年度以降で調整) (2)今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。	・農村景観は、道にとって大変重要である。過疎化により農業人口も減っていく中、いろいろなアイデアを出し合いながら、サポートすることが重要。 ・住んでいる人が、土地の景観の価値に気づいてくれるよう、専門的・客観的な目による取組が必要。	(1)「農たび・北海道ネットワーク研修会」にて、「北海道の美しい農山漁村の景観について」(良好な景観への気づき、景観形成、活用に関する概要を説明)を情報提供。 研修会のパネルディスカッションにおいて、パネリストより「地域の暮らしの価値や景観の魅力や、地域に暮らす自分たちが見いだしていない」の意見等があり。 次年度の連携に向けて、研修会の参加者が景観への意識を向上していただくために、具体的な取組方法などを取り入れた資料づくりや説明をしていくことが必要。 (2)情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシに作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、令和2年度の連携に向けて調整等を行う。 ※ 次年度以降も、事業継続予定。	-	-
水産林務部	31	公共事業景観づくり指針(治山)	道が実施する公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めたもの。										林務局治山課
	-1	治山事業	無	有	無	無	無	研修会等で、当事業と景観との関わりなどを講演等にて周知を図りたい。	令和2年度の実施に向けて、年間の計画・内容などの調整を行う。	・どのように景観とフィットして連携できるかを考えていくことを検討。	当年度実施した研修内容の参考にし、令和2年度の連携に向けて調整を行う。	-	-
建設部	33	公共事業景観づくり指針(道路)	-										土木局道路課
	-1	蘭越ニセコ倶知安線無電柱化事業(防災安全交付金)	無	無	無	無	無	景観法に基づく景観地区内における道路の無電柱化	当事業の推進は、「北海道景観形成ビジョン」の「基本方針1：関係施策等との連携によりめざましい景観づくり」に該当する事業。 ※「北海道公共事業景観形成指針に沿って推進する良好な景観づくり」の「無電柱化による景観の保全を促進」	・その他の地域に展開していくことが重要。 ・景観の立場から、無電柱化によるメリットなどを説明して補強していくことが必要。 ・単に電柱をなくすことだけではなく、その後の取組(歩道・道路景観、修景などの関連した事業)も実施していくことが必要であることから、今後も情報を報告すること。	蘭越ニセコ倶知安線無電柱化事業については、今年度、事業終了であるが、次年度以降についても、無電柱化に関する情報を収集に努める。	-	-
建設部	38	海岸保全基本計画	北海道の海岸は、背後に多くの人命や財産が集中しているとともに、海と陸が接したような生物が相互に関係しながら生息している。また、近年、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。このようなことから、災害からの海岸防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するため、各沿岸毎に海岸保全基本計画を策定している。										土木局河川砂防課
	-1	高潮対策事業	有	無	無	無	無	近年、台風や低気圧が頻繁に来襲し、高波被害が発生するなどにより海岸防護の要望が多くなっている。しかし、海岸事業の予算確保が難しく、地域住民の要望に応えられない状況である。 少ない予算の中で優先順位を考慮し整備を進めているが、要望になるべく多く対応できるよう、効果的であり経済的な海岸保全施設の工法を検討する「海岸保全施設の工法検討協議会」を開催する予定。	効果的・経済的な海岸施設の工法検討にあわせて、景観への配慮事項をどのように反映させるのか検討したい。	・当事業において、景観を1つ考えるべきプロセスとして支援。	・令和2年(2020年)1月現在、担当部局にて検討方法の見直しを行っている。 ・令和2年(2020年)3月に開催を計画している会議にて、景観に関する講話の依頼を受ける予定である。	-	-
建設部	48	北海道みどりの基本方針	道内都市圏における緑地の保全や緑化の推進に係る考え方や方向性を示し、都市の「みどり」の保全や整備並びに質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としており、市町を越えた広域公園の配置方針や道の「都市計画区域マスタープラン」並びに市町の「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」などを策定する際の指針となるもの。										まちづくり局都市計画課
	-1	都市公園事業	有	無	有	無	無	都市公園は、住民のレクリエーションや憩いの場であるとともに、多様な防災機能、良好な景観創出、環境問題の改善効果など、多面的な効用のある重要な都市施設です。これまでの整備はただでなく、計画的なストックマネジメントや防災公園の整備による都市防災の推進、都市公園の機能の再編による地域の活性化などに、関係市町ともに取り組んでいます。道立公園については、現在11箇所を併用しています。老朽化が進む施設の改修更新、トイレ等のバリアフリー化、公園施設の耐震化、再整備による施設のリニューアル等に取り組んでいます。また、近年は都市公園等における災害被害も多発しており、被害を受けた市町の公園等の災害復旧に係る指導監督業務も行っていきます。	(1)会議が、8月29日開催のため、令和2年度に向けて調整する。 (2)パネル展に展示するパネルについて、相互にPRするためのパネルを設置を行いたい。	(1)会議が、8月29日開催のため、令和2年度に向けて調整する。 (2)景観は道庁にて5月末にスタート、その後各振興局にて11月末までの間、順次展示。公園は北大からパネルを借りて7月22・23日で実施している状況を踏まえ、令和2年度に向けて調整する。	・最新情報を市町の方々に提供しつつ、どういう位置づけになるかを待たながら、関係を整えていく。 (1)会議について、当年度に実施した事業内容を参考にし、令和2年度の連携に向けて調整を行う。 (2)情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシに作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、令和2年度の連携に向けて調整等を行う。 (3)パネルについては、PRできる内容を検討しており、令和2年度の連携に向けて調整等を行う。	-	-
建設部	49	北の住まいるタウン	人口減少、高齢化が急速に進む北海道の市町村において、「コンパクトなまちづくり」「低炭素化・資源循環」「生活を支える」取組を一体的かつ連携させながら、持続可能な、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域づくりを進める。										まちづくり局都市計画課
	-1	北の住まいるタウン普及啓発等事業	有	無	有	有	無	「北の住まいるタウン」の取組を推進するよう、モデル市町の地域計画に基づき、地域協議会の開催支援を行うとともに、検討協議会、事例見学会やまちづくりセミナーを開催するほか、平成29年度末に作成した実践ガイドブックを更新することにより、「北の住まいるタウン」のより一層の普及啓発を図る。	(1)会議等は、スケジュール及び内容等を確認し、調整を図りたい。 (2)情報発信等は、当該の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。 (3)防災の視点を加えた改定にあわせて、景観の視点も含めた調整を図りたい。	当事業については、「防災」の視点を加えた取組の検討が行われており、今後、この検討にあわせて調整を行うこととし、(1)(2)(3)の連携は、令和2年度以降に向けて取り組むこととする。	「防災」という新しいファクターがあり、どういう位置づけになるかを待たながら、関係を整理して調整を図る。	会議及び情報発信等について、当年度実施した事業内容を確認し、令和2年度以降の連携に向けて関係を整理しながら調整を行う。	-
建設部	52	空き家等対策に関する取組方針	空き家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、住宅ストックの循環利用や生活環境の保全に向けて、空き家等の有効な活用などに取り組むとともに、市町村の空き家等対策を積極的に支援することを目的に平成27年12月に策定。										住宅局建築指導課
	-1	空き家対策推進事業	有	有	有	無	無	「空き家等対策に関する取組方針」に基づき、北海道空き家情報バンクの運営・周知や市町村の取組に対する支援などを実施する。	(1)会議(年一回)にて、当該事業と景観づくりとの関わりなどを講演等により周知を図りたい。 (2)当該の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	(1)会議については、今年度2回目の会議(2月開催)に向けて調整する。(1回目は7月) (2)今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。	・地域の景観といくるところに重要なファクターがあり、幅広い連携の検討が必要。 ・景観との関係のつくり方を具体的に示して、アクションを起こしていくことが必要。	(1)令和2年(2020年)2月に計画している会議にて、景観に関する情報提供を行う予定。 (2)情報発信については、相互に事業をPRできる普及啓発チラシに作成及びホームページ等による情報の発信方法を整理し、令和2年度の連携に向けて調整等を行う。	-
教育庁	56	北海道教育推進計画	本道における教育振興のための施策に関する基本的計画であり、教育基本法に基づき、国の教育振興基本計画を参照して策定したものである。										総務政策局教育政策課
	-1	ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ(道民カレッジ)事業	有	無	有	無	無	産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、様々な学習機会を体系的に構築・提供することによって、道民の生涯学習をより一層振興するとともに、自立した北海道を創造する人材の育成を図る。	(1)道民カレッジについて、委員・職員・景観整備機構等による講座を設けるかの検討したい。 (2)当該の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	(1)道民カレッジの目的や要件にあう対応が可能か検討を行う。 (2)地域生涯学習活動実践交流セミナー(令和2年2月13~14日実施)のパネル展示に「景観学習」に関するパネル展示を検討する。また、道民カレッジのホームページやSNS等との連携については(1)と併せて検討する。 ※北海道社会教育セミナー(5月30~31)のパネル展示は、令和2年度に向けて調整を行う。	・景観から何が提供が出来るかが検討。	(1)道民カレッジの目的や要件にあうか、また委員・職員・景観整備機構等による講座を設けることが可能かなどを継続して検討を行う。 (2)地域生涯学習活動実践交流セミナー(令和2年2月13~14日実施)のパネル展示に「景観学習」に関するパネル展示を依頼する方向で調整を行う。また、道民カレッジのホームページやSNS等との情報発信に係る連携については、「道民カレッジ連携講座」の整理と併せて検討する。 ※1 北海道社会教育セミナー(5月30~31)のパネル展示は、令和2年度に向けて調整を行う。 ※2 情報発信につきましては別事業であることから、次年度より分けて整理する。	-